

厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進業務 （市場化テストのモデル事業）

○ 目的

未適用事業所を把握することから加入させるまでを包括的に市場化テストのモデル事業として実施し、適用を図ること。

○ 対象事業

未適用事業所の把握、加入促進、事業報告書の作成までの業務を包括的に委託することとし、いかに効率的、効果的に実践するかという手段・手法については、現行法の範囲内において、受託者の提案に委ねるものとする。

○ 対象地区

東京地区（港社会保険事務所、渋谷社会保険事務所、足立社会保険事務所）
福岡地区（南福岡社会保険事務所、久留米社会保険事務所）

○ 受託者

東京地区 東京都社会保険労務士会（東京都新宿区）
福岡地区 （株）アイ・シー・アール（愛知県名古屋市千種区）

受託者の概要

東京地区

東京都社会保険労務士会

所在地 : 東京都新宿区新小川町8-9

代表者 : 会長 金田 修

設立 : 昭和53年11月

社会保険労務士法に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて設立された法定団体

ホームページ : <https://www.tokyosr.jp/index.shtml>

福岡地区

(株)アイ・シー・アール

所在地 : 愛知県名古屋市千種区仲田2-15-8NTビル8階

代表者 : 代表取締役 今井 昭治

設立 : 昭和57年5月

強制執行の立ち会い、現地調査等を行っている企業

ホームページ : <http://www.aicr.co.jp/>

社会保険業務の市場化テストについて

参 考

◎ 以下の3つの業務を平成17年度に市場化テストのモデル事業として実施

○ 厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業

5箇所の社会保険事務所を対象として、未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務を包括的に委託し、他の社会保険事務所の実績と比較し評価を行う。

対象社会保険事務所：港社会保険事務所、渋谷社会保険事務所及び足立社会保険事務所（東京社会保険事務局でまとめて委託）、南福岡社会保険事務所及び久留米社会保険事務所（福岡社会保険事務局でまとめて委託）

○ 国民年金保険料の収納事業

5箇所の社会保険事務所を対象として、必要な未納者情報を提供した上で、電話による納付督促、戸別訪問による納付督促及び保険料の納付委託を包括的に委託し、他の社会保険事務所の実績と比較し評価を行う。

対象社会保険事務所：弘前社会保険事務所、足立社会保険事務所、熱田社会保険事務所、大阪社会保険事務局平野事務所及び宮崎社会保険事務所

○ 年金電話相談センター事業

2箇所の年金電話相談センターの業務（電話による年金相談、電話による各種通知等への問合せの対応）を委託し、他の年金電話相談センターの実績と比較し評価を行う。

対象年金電話相談センター：茨城年金電話相談センター及び広島年金電話相談センター